

鳥取県告示第 814 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字金山陰700、1175から1186まで、字上ノ山1168から1174まで、字小横山1187、1188、1190から1194まで、1194の1、1195から1201まで、字大横山1202から1204まで、1227の1、1230、1230の1、1230の2、1231、1232、字野々本山1234、1235、字金山東平1271から1274まで、1275の2から1275の11まで、1276、1277、1277の1、字尾見谷1278、1296、1298、字中尾1299から1301まで、1302の1から1302の3まで、1304から1316まで、字漆谷1326、字東山ソラ1391から1393まで、1393の1、1394から1396まで、1401から1403まで、1404の1、1404の2、1405の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）